

平成26年第3回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成26年9月10日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成26年9月10日（水曜日） 午前10時00分～午前12時02分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	総合防災課参事：渡辺淳次郎
財政課長：舩谷祐幸	

---

市民部長：山谷勝志	国保年金課長：佐藤和久
国保年金課参事：池田智	

---

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

---

審議案件

- 第1 議案第101号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
  - 第2 陳情第13号 消費税増税に関する意見書の提出を求める陳情  
閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開会

○委員長（金谷道男） おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変おいそがしの中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

---

○委員長（金谷道男） 審査に入ります前に部長よりあいさつをお願いいたします。

最初に佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 皆さん、改めましておはようございます。

委員の皆様におかれましては、委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

今次定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、総務部関連といたしましては、総務課と総合防災課の補正予算に係る案件であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

次に、山谷市民部長、お願いします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。

市民部関係につきましては、一般会計補正予算のみとなっております。

説明につきましては、佐藤国保年金課長が行いますのでよろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、この場をお借りいたしまして、2件のことについてご報告させて頂きたいと思っております。

はじめに地域の防災拠点施設等への再生可能エネルギー導入事業につきましてですが、本年度事業として市内7中学校への太陽光発電と蓄電システム工事を発注しまして、10月末までに完成する予定で順調に進んでいる状況にありますけれども、県の基金に残額が生じたことから、追加要望に関する調査がございまして、市の防災計

画に従いまして、災害時の対策本部となります大曲庁舎、その代替機能場所となります神岡庁舎、中仙庁舎の屋上に太陽光発電と蓄電池システムを導入することで、要望しておりましたところ、内諾を得まして、本年度中に実施設計を発注しまして、工事につきましては27年度に実施することとしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

もう一つは、8月の古布類の収集実績につきましてですが、本年度2回目となります古布類の大仙美郷クリーンセンターへの搬入量につきまして、速報値で、29.64トンとなっております。5月の搬入量を10トンほど上回っております。これも偏に委員の皆様からの市民の皆様へのPRと、広報紙等によりますPRの成果が徐々に市民の皆様へ浸透してきたものではないかと分析しているところでございます。

なお、5月収集分と合わせますと、49.17トンとなりましたことから、年間目標数値としております75トンに向けまして、11月収集分につきましても更なるPR活動に努めて参りますので、委員の皆様からも市民の皆様へのご協力につきまして、今一度PR方、お願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

---

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第101号、「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。

はじめに、伊藤次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは議案第101号、平成26年度大仙市一般会計補正予算第5号のうち、総務課所管分の補正について説明させていただきます。

資料2の補正予算書12ページをお願いいたします。

2款1項2目16事業、アーカイブズ関連経費につきましては、60万1千円を補正しまして、補正後の金額を790万9千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、先の第2回市議会定例会で大山議員の質問に答弁

申しあげました「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」全国大会及び研修会が、平成27年度大仙市で開催することが、同協議会の役員会で6月20日承認され、内定したことに伴いまして、11月に今年度の第40回全国大会が福岡で開催されることから、来年度の開催に備えまして、開催に係る運営方法等について視察するための旅費4名分のほか、今年度の第40回全国大会の総括と来年度の第41回大会の課題を検討する同協議会の大会研修委員会への参加旅費及び公文書館設置懇話会の開催に係る委員の旅費の補正でございます。

以上ご説明申しあげましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 次に平次長兼総合防災課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは補正予算（第5号）のうち総務部総合防災課所管分について、ご説明申し上げます。

補正予算書は、13ページをお願いいたします。

3款5項1目20事業、復興支援事業費についてであります。3万2千円を財源振替とするものであります。これは、本年度に入ってから寄附金5件分、3万2,866円について、復興支援事業費に充てるものであります。

次に補正予算書は、17ページ、事業説明書は1ページをお願いいたします

9款1項2目12事業、消防団管理運営費については、1,317万円を補正し、補正後額を6,631万1千円とするものであります。消防団管理運営費については、消防団員が出動した訓練・会議等における費用弁償の支給並びに被服等を隊員が円滑に活動できる環境づくりを目的とするものであります。このたびの補正については、2か年計画で活動服の購入を計画しておりましたが、これまでの活動服については、購入から既に10年が経過し、痛みが目立っていることと、全団員分を一括購入した方がコスト面でも有利であること、及び一括購入により、色合いやデザインに差違を生じないなど有利な点もあり、全団員分を一括購入するものであります。

次に3目11事業、消防施設・設備整備費については、「がんばる地域交付金」に係る財源振替を行うものであります。この交付金は、平成25年度の補正予算で特別措置として創設された交付金であり、国では総額870億円を補正予算計上しております。この交付金は、制度上、地方債発行事業にのみ充当可能であり、総合防災課事業におい

ては、南外の無尻橋及び太田の三本扇地区消防格納庫建設工事に426万9千円を充当し財源振替を行うものであります。

次に事業説明書の方は2ページをお願いします。

22事業、空き家・高齢者世帯等除排雪事業費については511万7千円を補正し、補正後の額を補正額と同額とするものであります。これは、平成26年12月上旬から3月上旬までの冬期間に臨時職員8名を雇用し、空き家や高齢者等世帯の調査業務及び除排雪作業等を実施するものです。

その中身は、臨時職員賃金、軽自動車レンタル経費、軽自動車燃料費、道具購入経費、雪下ろし作業委託経費などとなっております。

本予算については、昨年まで総合防災課と地域包括支援センター各課で、試験的に両課合同で行っておりましたが、本年度は、「空き家・高齢者等除排雪事業」として予算を統一し、市全体として取り組む雪対策として実施するものであります。

なお試験的に実施した昨年度は、雇用目的に違いはあるものの作業内容等で共通する部分が多かったものであります。

次に40事業、災害に強いまちづくり事業費については、775万9千円を補正し、補正後額を1,502万5千円とするものであります。これは、自主防災組織に配備するスターターキッド160団体分の購入を行うものであります。

1団体当たり配備するものは、ヘルメット10個、ホイッスルホルダー3個、担架1台、拡声器1台であります。自主防災組織につきましては、大曲地域は28年度まで100%の設立を目指すとともに、ほかの7地域のうち、既に達成の神岡、南外、仙北を除く4地域については、26年度中に100%の設立を目指すものであります。

次に、事業説明書は4ページをお願いいたします。

70事業、空き家対策事業費であります。500万円を補正し、補正後額を1,229万1千円とするものです。これは、平成23年度に制定した「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく助言、指導または勧告に従って解体処理を講じた所有者等に対し補助金を交付するなどして空き家の適正管理を図ることを目的とするものであります。

26年度の当初予算は、補助金として675万円を措置しておりますが7月末現在で、23万8,700円の残額であります。現在、未解決の空き家が48件あり、今回の補正については、過去2年間の動向を踏まえ、10件分を計上するものであります。

以上であります、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 次に佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案第101号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、国保年金課所管分について、ご説明いたします。

補正予算書の13ページをお開き願います。

3款、民生費、4項1目10事業、国民年金事務費、13節、委託料259万2千円の補正であります。

国では、消費税率の2段目の引き上げ、8%から10%への引き上げに合わせて、平成27年10月1日に「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の施行を予定しております。この法律による給付金の支給対象者は、所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金などの受給者となっており、支給額であります。老齢基礎年金受給者の場合は、40年間における保険料の納付月と、免除した月により算出されまして、例えば、40年間全て納付している方には月額5,000円、40年間全て免除されている方には月額10,694円を支給することとなっております。

この給付金の支給事務については、国が日本年金機構に委任し、老齢基礎年金等と同様に2ヵ月毎に支給することとなっておりますので、市では、受給資格の判定に必要な所得情報等を日本年金機構へ提供するため、今年度中にシステムの改修をする必要があります、その改修委託料を補正するものであります。

尚、財源につきましては、全額、国から交付されることとなっております。

以上ご説明いたしました、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まずじゃ、国保年金課の方の新しい支給事務に係るシステム改修に伴うものということで、説明によりますと、ちょっとあまり注目してなかったのですが、結局これは消費税10%への値上げというふうなのが前提になった国の措置というふうなことで、よろしいのでしょうか。

○国保年金課長（佐藤和久） はい、消費税法の改正によって、今年4月から8%で、27年10月から10%ということで、まずなっていますので、その改正に当たっては、

低所得者に対しての何らかの措置を行うということになっております。その２段階目の措置として、年金生活者への給付金の支給を行うということになっております。

○委員（佐藤文子） それは、そうしますと、一応政府が予定しているという４月からの１０％への増税というふうなものが、決まろうが決まるまいが、このシステム改修が必要だというふうなことですか。

○国保年金課長（佐藤和久） はい。今、国の方からは、まずそれを前提として、今年度中にシステムの改修をしないと、改正した場合に間に合わないということで、まずはシステム改修を進めるというふうに指示がきております。

○委員（佐藤文子） では、それは前提だと、いうふうなことですね。

○国保年金課長（佐藤和久） はい。

○委員（佐藤文子） その点についてはわかりました。

こんどは別の問題で。空き家及び高齢者世帯の除排雪の問題ですけれども、昨年度から試行して、高齢者の方とタイアップしながらやってきたというのは承知しております。いずれ、この臨時職員を配置して、雪下ろし等が主な作業の中身だったのではないかなと思いますけれども、いずれ個人の財産に、いろいろ援助する中身なものですから、一般市民から見ると、市職員が行って、空き家を雪下ろししているとか、また高齢者世帯のところをやっているというふうな、良いものだなと、というふうな、そういう感覚で捉えて見てた方々も実際、いらっしゃる訳ですけれども、今回、この空き家の除雪及び高齢者世帯の除雪を実施するに当たっての、この基準というか、そういうものを設けてらっしゃるのかどうか。

昨年度は要請に応じて調査をして緊急と認めるものについてはやったという、というふうなことで記憶しておりますけれども、いずれ、空き家の数も多い訳ですし、高齢者世帯も多い訳ですし、また雪下ろしなどは、事業所に頼んでもなかなか来てもらえないという、そういう実態の中で、しっかりこの、こういう要望に応じていくというふうなことであっても、いずれ何らかの基準を持たないと、その応え切れないというのが実態ではないかと思うんですけれども。その辺のこの事業の実施に当たっての双方の実施基準というふうなものを持っているのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） 平次長。



○次長兼総合防災課長(平寛二) 基準を持っているかということでございますけれども、昨年場合は要請に基づいて行った。で、結論から申しますと、基準というものは現段階では持ってございません。

それで危険であると、周辺に影響を及ぼすという、そういう角度から、要請がありますれば、その危険が及ばぬようにするというので、それらに優先順位を見ながらですね、対応していくというのが、これまでの状況でありますし、今後についても、雪の高にもよるでしょうけれども、それら、家屋の弱体化状況も影響してくると思いますけれども、それらを見ながら対応していくというのが、現段階の方針であります。

○委員長(金谷道男) はい、佐藤委員。

○委員(佐藤文子) 昨年も確か8名の臨時職員を雇用して、やったというふうに記憶しておりますけれども、いずれこの予算で対応できる、その空き家にしても、高齢者世帯にしても、いったい要請何件分くらいに対応できるものなのかどうか、ちょっとその辺の見込み等をどんなふうに考えているものなのかどうか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

○委員長(金谷道男) 平次長。

○次長兼総合防災課長(平寛二) その点についてはですね、25年度実績をちょっと調べて、お応え申し上げたいと思います。

○委員長(金谷道男) ちょっと休憩します。

---

休憩(午前10時23分～午前10時38分)

---

○委員長(金谷道男) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

空き家対策等につきましては、実施までに基準を示して頂いて、次期、所管事務調査までに案を提示いただくということで、この件については終わりたいと思います。

次にありましたら。

○委員(佐藤文子) この件につきましてもう1こありました。

今回、空き家と高齢者世帯除排雪をまとめられた訳なんですけれども、いずれこの雪下ろし、あるいは周りの雪かき等なんですけど、臨時職員の8名が全てに出払って、結局、私は、空き家にかかっている間に、何と云うか実際に人が住んでいる家の方が危ないと

いうふうなことが出ないように、やっぱり人命を優先させるという立場で、この除排雪もしっかり臨んで貰いたいと、いうふうなことだけは言っておきたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） ただいまの発言につきましては、総合防災課、人命第一という立場でございますので、そこら辺、心して最優先して取り組んで参りたいというふうに思っております。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 最初に、この事業説明書1ページ。消防団の関係でありますけれども、さっきちょっと私、ちょっと聞き漏らしたことなただけけれども、これに係る今の法律改正に基づいて、これに係る経費は何以外は交付税に入っていない、どかってちょっとそういう話しされなかったしか。そこをもう少しちょっと教えてもらいたい。

○委員長（金谷道男） あの、消防関係費用の中で、交付税算入なるものとならないものがあると聞いたけれどもという質問のようです。

○次長兼総合防災課長（平寛二） はい、お応えいたします。

この事業説明書には載ってございませんで、財源振替部分のお話かと・・・。

3-1-1事業の財源振替の部分でございます。消防施設設備整備費という中で、がんばる地域交付金にかかる財源振替の部分でございます。それで、このがんばる地域交付金につきましては、地方債発行事業にのみ充当可能でありまして、総合防災課事業においては、先ほどのように、南外の無尻橋、それから三本扇の地区の消防格納庫建設工事に426万9千円を充当して一般財源をこの交付金で振り替えると、こういうものであります。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） そういう分野の交付金、そのことはわかりました。

それで、ここの消防団の今回の、処遇、待遇っていうんだしか、改善については、法律第3条とかって書いているんしな。それで私もちょっと分からないのでちょっと見てみたのですが、この国及び地方公共団体は、ということで、消防団の処遇の改善のために、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるといふような、ここの分だしか、今言ったのは。

この13条に基づいて、出たこの交付税の捉え方なんですか。

○委員長（金谷道男） はい、財政課長。

ちょっとその交付税と、交付金との関係の説明をお願いします。

○財政課長（舛谷祐幸） それでは消防団員の被服費、こちらの方の交付税算入の方について、若干説明させていただきます。

これは平成26年度、今年の交付税の算入数値ですけれども、今回、消防団員の被服費の増額補正をお願いしておりますけれども、交付税算入としては消防の非常備消防費になります。それについては消防団員の被服費、いわゆる今回補正に上がっています上着ですとか、ズボンですとか、あとそれからいろいろ例えば女性団員の服ですとか、あと半纏ですとか、こういう消防団にかかる被服費ってありますけれども、それを合計しますと交付税の方に、今年の平成26年度で約1,280万円ほど算入になっております。それでこれは合併特例期間中ですので、こんげの数字ですけれども、来年からになりますと、これは1本算定になりますので、来年からの数値になりますと、約850万円ぐらいになります。ということで、これは交付税の方にも算入になっておりますので、当初は2年間に分けてですね、購入しようと思っていましたけれども、いろいろ交付税算入とかももちろんありますけれども、まず消防団員の指揮の高揚ですとか、まず単価が一括発注で若干安くなりますので、そういうのも加味しまして、まず1年間で発注しましょうということで、今回、補正予算を取らせていただきました。

この消防団員の被服の更新ですけれども、まず現段階ではだいたい10年ほど見込んでますので、まず交付税の算入を見ますと、まず10年間ぐらいの更新ですと、だいたい交付税の算入にあたるのではないかなとうちの方で推察しています。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） ちょっとわかったようなわからないようなあれだけれども。用はこれは3月当初予算の時にでなかったけど。この消防団の費用弁償を増額したの。そういうことで、やったんだけど、今度この法律13条に基づいて、さらに今言った、プラス分を（聞き取り不可能）していくと、いうことだんしか。

違うんしべ。何してがと言え、さっきちょっと説明の時に訂正してくらたからわかったんだけど、平成26年12月に施行された規則だと書いているんだよ。26年の12月に施行されたとなるとこれからなものな。でもさっき25年って言ったから、

25年の12月なば、それなば当初予算に間に合ったんだなという。事業説明書は26年って書いているものな。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 25年の誤りであります。大変申し訳ありませんでした。

○委員（大野忠夫） だから当初予算さは間に合ったはずなんだよな。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 大変、失礼いたしました。訂正いたします。

○委員（大野忠夫） 処遇についてもじえんこないと。そういうことで、今言ったこと、一定の被服だとか、そういうものは手当するよということだんしべった。そして費用弁償については、この前に当初予算だっけが、いつだか言われた、そのまま上がって、それ以上増額することはねんだべのも、そういうことだということだんしべ。

○財政課長（舛谷祐幸） 今のその法律改正にともなって、例えば交付税の算入が増えていたりとか、そういうのはまた違うんですけれども。

○委員長（金谷道男） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 基本的な考え方として、まず交付税の中に消防費という費目があります。その費目の中に常備消防費と非常備消防費が分かれてまして、消防団というのは非常備消防費の中に入ります。その中で国の基準として、報酬はいくら、それから費用弁償はいくら、それから装備の充実についてはいくらという基準を設けています。ただ、その基準どおりに自治体がやらなければならないかということではなくて、後はその自治体の報酬、大仙市の場合は今回3万3千円になっています。今、一般団員が。交付税の基準では、3万6千円です。3千円と若干少ないです。ただ、今回、今まで3万円だったのを3万3千円に上げました。それから費用弁償も上げました。それで、費用弁償と報酬についても交付税の基準に間もなく近づきます。あとは消防団の装備の関係ですので。こちらの方は、結局その定員のいわゆる再編との関係、それからそれぞれの分団の資機材がどのくらいの機動力が必要なのかなというようなことも、消防団員の皆様からいろいろご意見を伺って、今やっているところであります。

ですから考え方としては、まず消防費に関しては交付税で満額はこないんだけど基本的なところはしっかり手当できているというような考え方を持っていただければいいかなと思います。

その中の一つとして、今回、活動服もあると。活動服については当初予算では2か年というふうに考えてますけれども、一括してやった方が約200万円ぐらいトータルで

は経費が少なくなります。そういった関係で団員の皆さんともいろいろ協議させていただきましたけれども、やはり一括して購入した方が、いいんじゃないかという答えになりましたので今回、補正予算をお願いしたところであります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） そういうことによって、ここの説明書の中には消防団が、より円滑な活動が出来るようになったと、図られると。それやらねたって消防団今まで一生懸命がんばって、ここき書かれたよりも、一生懸命やってきているんだよな。図られてきているんだ。だとすれば今言った、せつかくできた法律の中身、国または地方公共団体という言葉も使っているし、いろいろと工夫しながら、常にここの難儀しているところの費用弁償なり、少しは是正していくような考え方を常に考えて欲しいなと思ひますけれども、まあじえんこの話しだから、無いものは出されねべのも、工夫して、消防団の人達せつかくここまでやったよという、恩を売るような話しでは無くて、やっぱりちゃんとあなた方の苦勞は受け止めているから、足りないものはやっぱり俺達もがんばって、できるようにしていくと、いつもそのことをいつも現場の消防団の人達が言うわけですよ。そこはやっぱりきちんと理解をして欲しいな、ということをお願いしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） ということでよろしくお願ひいたします。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 消防団員のことで今、全国的に団員定数を十二分に確保できないということで、クローズアップされている訳でありますけれども、おそらく我が大仙市でも定数は満たしていないと思ひます。それで、今回のこの予算は1,350人の予算を取っておるんだけど、これはあれだけ、定数分が1,350ですか。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 定数につきましては、1,691名であります。これは8月末の段階で1,337名ということで、補正では1,350名分をあげさせて頂いているという、そういう状況です。

○委員長（金谷道男） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） それで定数の改正とか、それから各消防地域の消防活動が十二分に出来る定数確保している分団は十二分にあるのか、無いのか、それが大きな問題だと思うんだしな。ただ、定数今、300なんぼ不足になったと、定数内容から不足になっ

ていると、いうだけではうまくないと思うんだしよ。そういうところを十二分に検討して、消防団員それぞれの各地域の支団長なり、そういうものを検討しているものなのか、そこをちょっと。

○委員長（金谷道男） はい、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 今まさに消防団の再編に向けて、団長、副団長、支団長、それから市民サービス課長等を含めながら再編の議論をしておるところでございます。例えば積載車を動かすためには最低5名が必要だと、こういうことでありまして、場合によっては5名ちょうどという考えも片方にはあるわけですがけれども、やはり場合によっては、予備的な人も置かなきゃならないということで、その最小単位を何名にするかという、それが班という考えでありますけれども、そこら辺、班員を何名にするか、あるいは、今では成り立たない部分について、統合したりという、その議論をですね、今まさにやっておるところでありますので、ただ単に不足ということではなく、組み替えしながら、あるいは装備もそれに組み替えに従って配備していくというふうなことで、これから組み立てを急いで行きたいというふうに思っております。

なお、再編については、従前から、昨年度以前からやるやるということで、お話があったようですけれども、これまで再編の委員会については、2回、今年度開いてございまして、3回目を10月の3日に開いてですね、さらに煮詰めていくという作業をただ今行っている最中でございます。

○委員長（金谷道男） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今、なぜこういう質問をするかということ、やはり地域の人にとっては、地域の消防団、広域消防もございましてけれども、やはりいざというときは、やはり最寄りの団員を頼る訳しな。そういうことでやはり、今現在300なんぼ、団員が不足で、これで今いろいろな機材等の消防の施設等の充実をして、やれるだろうとあなた方はそう思って今、その再編というような話も出てきていると思うんだけれども、やはりそういうところを十二分に研究し、また調査をしながら、今後の消防団の在り方というものを進めていただければ良いなと思って質問したところであります。

○次長兼総合防災課長（平寛二） その点、十分検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） ほかにありませんか。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） はい、今先輩議員たちからの消防の話し出たので、私の方からもお話をさせていただきますけれども、今橋本議員言われたことは最もなことだと思いますし、今、お話ありましたように、前任の元吉総務部長の時から、これは再編するという話がありまして、今お話聞いたら、今まで2回やられて、今3回目が10月にとということなんですけれども、やっぱり急を要することなので、回数なかなか出来ないにしても、もう少し中身を進めるのに、何と言うんだ、（聞き取り不可能）として進まなくてじゃなく、もう少しこう急ピッチにというか、結論を先へ先へじゃ無くて、やっぱり今出して行かなきゃならない部分じゃないかなと思いますので、対応のほどよろしく願いいたします。

定数にあっても、これも前に出た話ですけれども、例えば秋田市の方では30万人いる中で、定数が確か2千人ぐらいか、それぐらいだったと思うんです。横手の方はうちの方の人口規模にもかかわらず、3千人ぐらいとかの定数で、その基準となっているものが、やっぱり何なのかという部分もやっぱりしっかりと考えていかなければならないんじゃないかなと思いますので、その辺もしっかり考慮して頂きたいと思います。

それからさっき、報酬の話が出たんですけれども、細かい部分で申し訳ないんですけれども、さっき総務部長、3万6千円と言われたんですけれども、正確には3万6,500円。すみません細かい話で申し訳ないんですけれども、です。3月に一般質問でまず上げさせていただいたんですけれども、その時も市長の方から、段階的に引き上げて行くという答弁を頂いているんですけれども、今後の見通し、前回まず3千円アップで3万円から今、3万3千円になっているんですけれども、今後の見通しもう一段階も上げれるかどうか、もし今わかるようであれば、わからないようであれば後でも教えていただければと思いますので、お願いします。

○委員長（金谷道男） 報酬のこの先の見通しについてということのようですので、平次長。

総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 来年度以降の報酬の引き上げ等に関することですが、私どもとしては、やはり国から一定の基準が示されておりますので、そこのところまでは是非引き上げを実施して行きたいという考えは持っております。ですから来年度の予算要求をさせていただきたいなというふうに考えております。

費用弁償もありますけれども、まずは報酬を一定の基準値に達して行きたいという考えであります。あの、今報酬の中で、それぞれクラスがありまして、すでに基準に達しているクラスもあります。ただ、今、秩父議員がおっしゃられた、一般団員については、まだ少し基準まで達してませんので、そこら辺のところについては、是非一定の基準までに引き上げて参りたいというふうな考えであります。

○委員長（金谷道男） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） はい、ありがとうございます。対応のほどよろしく申し上げます。今お話されたように、やっぱりまずは報酬だと思います。すれば出動したときの費用弁償も確か今回4千円から4,400円になっていると思うんですけども、国で示しているものは確か、7千円だったと思うんです。そっちの方も、財源大変かも知れませんが、今後、対応のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。さっき橋本議員おっしゃられたように、やっぱり今、少数になっていく中で、大変な思いをして、現場の方では大変な思いをしているというのは、私だけじゃなくて、当局の皆さんも、近くにいると思ひますので、現場の状況というのをわかっていると思ひます。仕事しながら本当にそっちやりながらと、大変な状況で皆さんがんばってくれてますので、どうか対応のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 防災の関係になりますけれども、先ほどの説明の中で、3ページですか、事業説明書の中に表になってあるんですけども、この中で組織化されているところが結構あって、あるんですけども、組織化というのは、ただ要するに書面上で会長、誰、事務局長、誰とかって、ただそういうものが出来たということだけで活動は何も、まだ全体的につながっていないというふうに思ひますけれども、そういう要するに組織図が出来上がったということの、表なものですか。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 組織の設置につきましては、組織設置の届出という手続がございまして、それらについてはまあ、書面で提出していただくと、こういうことになります。ただ、設立まではやはり実際に情報伝達やら、訓練やらやって頂くということが前提でございまして、指導にあたってはやはり町内会、あるいはそういう組織の方々にお集まり頂いて、相談して方針を決定して頂くという、こういうことで指導をさせていただきます。尚、活動費については、毎年補助金が出てございまして、実際に避



難訓練やら、情報伝達訓練、炊き出し訓練やら、やっていただいて、補助金申請をして実際に活動を、役所の方に報告していただいている団体も数多くございます。以上であります。

○委員（大野忠夫） またこれは消防団の関わりになるわけですがけれども、今回の処遇改善に伴って、消防団員をリーダーとして、地域防災力の充実強化を図っていくと、ここにこう明記してあるわけですがけれども、いわゆるこの防災の部分、聞いていると、実際に活動する部分については、補助金なり出ているという、交付金だしか、補助金だしか、出ているということでしたよね。申請すればね。それで要するに、組織数の関係で未組織ゼロと書かれたところ、これはやっぱりいわゆる先ほども言ったのですけれども、組織数としては、全部出されているけれども、実際の活動の実態は無いわけですね。そういうことだんしべ。じゃんこ申請したとこさ払えばそこはやってきたんだなということだと思ふのも、例えば自分の神岡29町内会あって、未組織0だね。29町内会全てがそういう実績の伴う活動をして申請あったのかどうかということです。

○委員長（金谷道男） 平課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） あの、神岡地域全てがそういう申請があったのかっていう、そのようなことではございません。ちょっとそこまで申請が多ございまして、そこまでちょっとチェックかけておりませんが、まあ活動しておるそれぞれの自主防災組織の実態はあると。活動しない、訓練をしないことには申請書だけってさっきご指摘ありましたけれども、やはり実際に年に数回訓練をやっていただいて初めて対応できるというふうに私の方では考えてございますので、なおそこら辺あの……。

○委員（大野忠夫） 私、聞き方悪かったかもしれねども、そうすれば実際に活動した後、補助金の申請なり、実績はどのぐらい出てますか。

○委員長（金谷道男） 平課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） ちょっとそこまでは。

○委員長（金谷道男） それじゃ、暫時休憩します。

---

休憩（午前11時07分～午前11時20分）

---

○委員長（金谷道男） 会議を再開いたします。

先ほどの回答、平課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは自主防災組織、活動育成補助金の関係でありますけれども、先ほど神岡で全ての防災組織が活動しておるのかというご質問について、神岡では25年度実績で、2件の申請がありまして、額面で7万9千円ほどの申請がございました。全体では、大仙市全体では25年度、31件ございまして、資機材購入費それから訓練経費併せて153万ほど補助金を交付しているという状態であります。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫）（マイクが入ってなく聞き取り不可能） と思うんだけど、実際に今、519町内会があって、このうち未組織数が221と言えば300ぐらいの数で、この中で33件しか実績が無いという、だからそれを作ることは良いんだけど、本当に皆さんで議論してこの組織を作らねばいけないということになったのか。お上の方から作りなさいって、作りなさいって何回も言って、紙っこさ書いてよこしたのか。その辺も非常に問題があると思うんですよ。誰のためにこの実績を残すことなのか、これは市民のために実績が残っていかねばならないことなので、それで良いあんばいに今回は消防団の処遇改善の中に一つは地域防災力の充実を図るといって、消防団員がリーダーとしてやっていくんだということを書いているんだ。これと今の防災のこっこの町内会の部分と当然くっつけていくものだなと思いますけれども、そういう計画だとか、そういうものも考えているのか。あるいは出来ているのか。そのことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 自主防災組織というのは、まあ町内会の中に防災部として置く場合と、それから町内会とは別に、防災会という別組織を作る場合がございますけれども、やはりその防災部長なり会長に位置する方については、消防団の経験者、消防職員の経験者等配置して、やはり救急救命、それらの活動を充実させて行くという、そういうことで、組織の方に配置をお願いしていると、こういうことあります。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 配置するとか、そういったことでは無くて、これに動かねばいけねんしべ。そういうのせっかく考えたのだから。動くためにどうするかということだとすれば、せっかく出来た町内会の自主防災組織ですか、こういうのも一緒にくっつけて、やっぱりどんどん活動できるようなものにしていかねばならないと思うんですよ。消防団の処遇の改善には、何これプラス、何、くっつけねばねぐて付けだんだん文書なのか、

そうではねんしべ。そこら辺をもう少し考えた今の防災の捉え方をして欲しいなということをお願いしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 先ほどいらい、書類だけでなく、実際に動かなきゃいかんと、訓練に勝るものは無いということでございますので、やはり訓練を取り入れた組織にするよう指導を図って参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ほかに無いようですので、無ければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は平成26年度一般会計補正予算（第5号）に対して反対の討論を行います。

本予算には、政府が来年4月から消費税を10%に上げるということを前提としてシステム改修を行うための国民年金費事務費を計上していることからであります。

消費税につきましては、国内総生産が年率で7.1%下落、またGDPの個人消費は19%年率で減少している。更には社会保障などの年金保険料の引き上げや介護保険料の引き上げ等で、個人消費はますます冷え込んでおり、政府ではゆるやかに経済は好循環と言っていますけれども、むしろ悪循環に陥っている現状であります。

こうしたことから、消費税をこのうえ引き上げることには全く道理がありません。

従って、この消費税増税を前提としたこの予算計上には賛成いたしかねるものであります。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方、挙手願います。

（6人中、5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 賛成多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める「自由討議」にいたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がございませんので、陳情の審査は自由討議とすることにいたします。

職員の皆様には長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

退席をお願いいたします。暫時、休憩いたします。

---

休憩（午前11時28分～午前11時32分）

---

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第13号、「消費税増税に関する意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見をお願いいたします。

各委員、それぞれお考えをお述べください。

はい、大野委員

○委員（大野忠夫） この消費税を上げるなどという意見書の話しなんですけれども、実際に、自分の生活の中で、俺も良くかあちゃんと引っ張られて行ってスーパーにも行くんだのも、今まで1万円で買い物して1万円でちょうど良かったんだのも、今やっばり2千円だか3千円オーバーするものな。物が高くなった。消費税だけじゃないかも知れないけれども、非常に物価も消費税がらみの話しからどんどん上がってきているということは、これは現実な話しです。ただそういった中で、今の8%から今度は10%になることについては、一定の条件付きな訳なんですけれども、今月ですか、9月ぐらいまでに、判断材料が揃うと話しなんですな。これも国の方でいろんな情報を出すところがあって、そこからちょっと情報を取って見ると、ほとんどまやかして進んではいません。いませんけれども、アベノミクス3つの矢の中で、1つ2つはどうか進んでいるなど、あと

問題はこの9月なるか10月なるかわかりませんが、第3の矢、成長戦略をどういうふうに組み立てて、実績に持って行くか、ここら辺にかかっているような感じはします。そこを考えたとき、その辺もう少し見て判断する必要があるのではないのかなというふうに思いました。そういうことで、この意見書の提出については、（聞き取り不可能）。

提出を求める陳情だから、提出しないということです。

○委員長（金谷道男） 不採択ということだんしな。はい、わかりました。

どうぞ、それぞれせっかくの自由討議なので。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 実はこれは消費税ということで、消費者サイドから見ると当然、税金が上がるということは、当然いやだということ誰しも思うことだけれども、反対に、例えばある面で、我々生産者も兼ねているわけで、もちろん消費もすることなんだけれども、生産する立場から言うと、10%になると、実は生産者も還元あるんだしな。実は。これは非常に我々、例えば私、皆さんご覧のとおり畜産はやめたけれども、例えば子牛を売った時、これは今まで、もちろん肉買う時は当然、消費税というものは取られる訳なのも、売った者に対してはまた逆に10%の消費税が還元されているんだしよ。ところが俺がた個人的には、非常にこう生産者の目から見ると、買う者はもちろん10%取られるけれども、また売る者も10%の還元があるということで、個人的には私は非常に良い、サイクルになっていくんじゃないのかなと。一部の話しによると会社だけが儲けるとか、あるいは大企業だけが儲けるとかって、見方によってはそういう見方もあるかも知れませんが、我々生産者から見ると、全部とは言わないけれども、生産者サイドから見るとその還元もあるということだから、私はさほどこれに対しては抵抗は感じておりませんので、この陳情に対しては私は不採択したいと思います。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 先ほど補正予算での反対討論の中でも申し上げましたけれども、消費税を増税するかどうかというのは、景気の様子を、動向を見て決めると言っていた政府でありますけれども、その政府は最近、まあ緩やかな好循環というような表現を変えずに一貫して言っている訳ですけれども、内容は国民の生活面から見ますと、全く悪化しているというのが実態です。内閣府が発表いたしました、先の8日に発表しました4月から6月期のこの3か月間の国内総生産というふうなところ、それから換算した年率

というふうなところから見ますと、GDPは7.1%減少しております。GDPを支える6割の国民消費というふうなところは、19%年率で減少しているんですね。これはね、97年に消費税が5%に引き上げられましたけれど、あの時の下落よりも大きく超す減少ぶりなんですね。実際、雇用者報酬というふうなものも下がってますし、消費冷え込みのこれらは大きな原因になっている訳です。これに加えて社会保障だとかが、年金保険料の引き上げ、あと介護保険料の引き上げ、こういうのが重なってきておりますので、非常に消費循環が、経済循環は悪化の一途を辿っているというのが実態です。そういうふうな意味で、今ここで消費税をまた来年に向けて引き上げるというふうなことは到底道理にかなわない話だというふうに思いますので、この意見書については、大いに提出して増税を回避させて頂きたいというふうな思いで賛成です。

ちょっと自由討議ですから、鎌田さんのお話に対し少しご意見を申し上げたいと思います。

1頭の子牛が売れる時には、まず非常に高く売れる時などの10%の消費税、生産者に入る分については旨みにも聞こえますけれども、1頭の子牛をしっかりと売れる牛として育てる為には、海外からの、外国産の飼料などが入った餌、飼料ですよね、その飼料などはこの非常にこの消費税が上がって、そして円安になっちゃって、そして外国産からの飼料の買い入れがもの凄く高くなったと、いうふうなことで結局、畜産飼料等が、もの凄く高くなったというふうなことがあるんですね。それ以外にもいろいろ育てるための油だとか、そういうふうな問題なんかも含めて、決して売ったときのお金よりも、育てる時の出してる経費に係る消費税の増税分というふうなものも、必ずしも相殺になっていないというふうに私は思っております。

そういう意味で、農業者、畜産業者、工業生産者の皆さんは、この消費税増税、そしてアベノミクスによる円安の問題等で非常に経済が大変になっているというのが実態だと私は思っております。こうした中からね。あとと言いません。まずそういうふうなことです。是非とも反対です。

○委員長（金谷道男） はい、橋村委員。

○委員（橋村誠） 私は主婦ですので、毎日買い物に行っているんですよ。やっぱり消費税が上がってからは高くなったし、自分でも実感している。自分でいつも買っているから。このあと10%にするというのは時期尚早だと思うから、まだちょっと待ってほしいなというのが私の本音です。だから私は採択です。

○委員長（金谷道男） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今議長が言ったとおり、私もまだ8%になってから庶民に対してまだまだ非常に経済、経費が疲弊している状態だということで時期尚早ではないかなと。

○委員長（金谷道男） 秩父委員。

○委員（秩父博樹） 前にもここで消費税に関してやり取りしたようなことがあるんですけども、さっきのお話もありましたように、これも前に喋ったような感覚あるんですけども、1消費者としてはやっぱり買い物するときに、安い方が良いです。安い方が良いに決まっているし、ただ、やっぱりこの消費税何に使われているかということを考えれば、年々膨らんでいっている、社会保障費なので、だからやっぱり高齢者が増加していく中で、どうやって支えていくかという、その財源になっているということを考えれば、それはやっぱり借金として先送りするにすれば、子の代、孫の世代に迷惑をかけていくことだし、じゃ今の時点でなるべく出来ること無いか、やっていこうということを考えれば、消費税というのは、やっぱり公平な税だと思います。お金をたくさん使う人はたくさん払わなければならないし、あんまり使わない人は払わなくて良い。ただ、生活必需品、誰でも使う物、食料が一番メインだと思いますけれども、やっぱりそこに対しては、こう行くときに軽減税率を取り入れるような形にしてもらいたいと思いますし、その嗜好品に関しては、やっぱりどんどんもっと上げていっても良いのかなと、そういう考えです。今、消費税10%に引き上げの反対の陳情ということなんですけれども、まだ10%に上げるか、上げないかは検討中で、動向を見るということなんですけれども、ただ、その時点で政府の判断に私は任せたいと思います。やっぱり国会議員というのは、やっぱり自分たちの国の代表で出ている人達なので、ここで言う、自分達の立場で言う意見というのは、それはそれですごく良いと思います。市議会という立場で、ただ、国の中で何本当に詳細に話し合われているかというのは、やはり任せた国会議員に任せるべきだと自分はそういうふうに思います。そこに対してじゃ、意見言われねがという訳ではなくて、意見を持って良いんだけど、最終的には、本当にその中で議論している人たちに付託すると、自分達も付託された一人ひとりなんですけれども、そういう考えで行きたいと思います。なので、この意見書の提出には反対です。

○委員長（金谷道男） 不採択ということだんしな。

せっかくの機会ですので一通り出ましたので、もし言い残したこととかあれば。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 別に佐藤文子さんに反論する訳ではないですけども、その飼料を値上げるということ、現場も分からないで、ただ、人の話だけを聞いて、どうのこうのということ、私ども本当に汗流して、生産する者から見ると、飼料の高騰だって、ただ円安になったとか、もちろん円安の関係もある、あるいは消費税の関係もあることは否めない訳ですけども、実際に、俺はアメリカとか海外に行ったことは無いけれども、生産現場の天候の左右が大きな原因になっていることは間違いないんだしなこれ。従って、ただ、反対のための理論付けじゃなくて、やっぱり生産現場というものを、これは日本の生産現場ばかりでなくて、外国、世界各国の生産現場これはいわゆる食糧、飼料生産そのものはいずれ基本的には非常に大きな変動されるというのは間違いないので、ここあたり付近、ちょっと履き違えてもらえれば大変困ると私は思っているんで、別にあえて反論する訳では無いけれども、そこら付近皆さんから、そう思っている人はそれで結構ですけども、そういうことだということも一つあるということは認識して貰いたいということで、終わります。

○委員（橋村誠） 俺は理屈では無くて、今賛成か反対かということは理屈じゃなくて、実際に自分が生活する中でまだ早いなということで、今のことを考えれば反対だ、陳情に賛成ということです。

○委員長（金谷道男） いわゆる意見書も出すということだしべ。

ほかにありませんか。

すれば少し俺も考えを述べてよろしいでしょうか。

非常に国の制度の問題に対して我々に意見を求められている訳ですけども、私も消費者の立場って言うか、払う立場からすれば、多分8%より10%の方がいやだということだと思えます。

ただ今、はたしてそれで地方も含めて膨大な負債を抱えてしまった状態の中で、これどうやって解決をするかといった時に、やっぱり一つの方法として当然歳出削減とかそういうこともあるけれども、消費税という選択肢はやっぱりある程度国民も受け入れている内容だと私は思っています。ただ、今やるかやらないかというのは、その時点から経済動向を見てという条件がついていますので、私はもう少しやっぱり様子をみたいと、そういう意味では意見書出すところまでは無いだろうと、今の状態でやめてくださいというところまでには私はまだなっていないのではないかなと私、個人的には考えとして。やっぱり嫌なのは確かなんだけれども、この膨大な借金を返さないことには、このまま



行けば万が一、国債が下がった時のことを考えると、やっぱり怖いものがあるので、私はちょっと今の既定路線としては条件を整えば、消費税10%にするということについては、やっぱり選択せざるを得ない施策ではないのかなと。いわゆる付託を受けた者として考えねばだめだ部分だと思うので、私は個人的にはそんなふうに思っているところでございます。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず消費税の使い道というふうなものは私たちは一貫して言ってきたはいるんですが、いよいよその内容が明らかになって来ていると、消費税は社会保障に全額使うというふうに言ってらっしゃるんですけど、なぜじゃ年金の保険料を引き上げるのか、給付額を引き下げるのか。こういった問題にも出てきますし、介護保険料を上げて、そして利用料、これを引き上げる方向に行くのか、医療やそういった社会保障の面では非常に消費税がしっかりとこの社会保障のために使われているというふうには言い難い現象があると思います。その一方で、やっぱり法人税、企業減税というのが、いよいよ35%から20%まで引き下げようとしている。そしてこの消費税8%増税なつてからの、その企業の空前の利益を上げているということは、これはもう報道にもされておりますので、すごく儲かっていると。しかしそれが国民の労働者報酬には一向にまわっていないというのが、現実、データにも出てきている訳です。もう一点は、まあいろいろ地方自治体の抱えている借金をどうやって対処していくのかとか、まあ膨大にこれからいろいろこう老朽、インフラの整備などにもかかる莫大な経費、こういったものにやっぱり消費税を上げて、国の財源をしっかりと補てんしてもらおうというふうなことの考えも確かにあるかと思いますが、実際問題、地方消費税、交付金の入る金額と地方がいろいろな事業を起こすために使っている、いろいろその資材から工事費から何からそれにかかる消費税分、というふうなものになると、全くその地方消費税が、交付金が、それを補てんしていない。地方自治体にとってもその消費税増税されたことによる、増税出費があるというのは現実なものですから、この消費税というふうなものは、地方自治体にとっても非常に財政負担になっているものだと、いうふうに私は思っています。

そういうふうな意味からも、やっぱり10%にこの上また上げるというのはね、何とかやっぱり阻止していかなければいけない。これはもう多くの国民のやっぱり願っていることだというふうに私は思いますので、是非賛同して採択して頂きたいものだなと思います。以上です。

○委員長（金谷道男） いずれ、私は必ずやらねばだめだもの一つの物として経済の循環が良くなったことを前提にという話なので、俺はその分は信じたいと思っております。

それから、どういう使い方をするかということについても、約束事があることなので、今その議論も入っていないという状態、さっきから言っているけれども、国は何やっているのよ、という話しなただけけれども、そこは私どもも入り込む、むしろそちらの方に早く、きっちりまわせよというような意見書であれば、それはそれとして、出しても意味があるのかなという気がしますけれども、いずれ現段階で、上げるなというふうにするについては、まだちょっと私もすんなりとんだなという具合になかなか行きませんので、と私は考えています。ただ皆様のご意見を聞きながら考えが変わるかもしれませんが、ほかに。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 今、話しがあったので、企業に利益が上がって労働者の方にまわっていないというお話も出たので、ちょっと一言、言わせていただきますけれど、もしかしたらそういう企業もあるかもしれません。ただ、私が勤めている会社では、利益が今、1割、2割と前々年比から上がってきていて、従業員の給料もそれに伴って今、上がっていているというのが現実です。全部の業界に共通して言えることでは無いと思うんですけど、実際に、会社全部がその体力の蓄えに走って、従業員に払っていないという訳ではないという、そういう所もあるかも知れないですけど、ただお金の流れのやっぱり段取りとして、まず最初は今まで疲弊してきた会社が体力を回復してもらわなきゃ行けないと、あとは経営者の判断でそれから実際に働いている従業員にまわっていくという段階をやっぱり踏んでいかなければならないので、政策実施していったからすぐ一番末端の給料貰うところへすぐポーンとこう行くわけでは無いので、そこはある程度時間かかった段階で行くと思いますので、ちょっとその点だけ今、ふっと思ったので。言わせて頂きました。

○委員長（金谷道男） ちょっと休憩いたします。

---

休憩（午前 11 時 56 分～午後 12 時 00 分）

---

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

自由討議を終了してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) それではこれより挙手により採決をいたします。

本件を採択とすることに賛成の方、挙手願います。

(6人中、3人が挙手する)

○委員長(金谷道男) 可否同数と認めます。

よって本件は、委員会条例第16条の規定により不採択とすべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、  
を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、  
お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出を  
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長(金谷道男) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長  
にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長(金谷道男) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

午後12時02分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男